

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年7月25日（令和5年（行情）諮問第634号）

答申日：令和6年6月14日（令和6年度（行情）答申第158号）

事件名：マスクの着用が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止に効果があるという科学的根拠を立証する文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書4」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、別紙の3に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年5月16日付け厚生労働省発健0516第3号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

マスクの着用が新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止に効果があるという科学的根拠を立証する文書。

令和3年4月15日に情報開示請求をした、この内容に対する開示は、あくまで飛沫の飛散に対する研究結果であり、請求した内容である「“新型コロナウイルス（COVID-19）感染症”の感染拡大防止」に効果があるという科学的根拠を証明する文書には相当しない。マスクの着用が新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止に効果があるという科学的根拠を立証する文書。この開示に不服があるものとして、再度審査請求をいたします。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、令和3年4月15日付け（同月16日受付）で、処分庁に

対して、法3条の規定に基づき、本件請求文書の開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が、令和3年5月16日付け厚生労働省発健0516第3号により原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年7月1日（同月5日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

ア 本件開示請求において、審査請求人が開示を求める行政文書は、「マスクの着用が新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止に効果があるという科学的根拠を立証する文書」である。

イ 処分庁は、マスクが飛沫の飛散を防ぐことにより新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の感染拡大防止に効果があることを示すものとして、以下の4件の行政文書を本件対象文書として特定したものである。

(ア) 厚生労働省HP：新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）

(イ) (2021年3月時点) 新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識

(ウ) Transmission of SARS-CoV-2: implications for infection prevention precautions

(エ) Effectiveness of Face Masks in Preventing Airborne Transmission of SARS-CoV-2

(2) 原処分の妥当性について

ア 処分庁が特定した行政文書を確認したところ、上記(1)イ(ア)は、マスクを着用することによりウイルスの拡散を防ぎ、ウイルス吸入量が減少する研究結果が記載されており、上記(1)イ(イ)は、マスクの着用により、感染者と接する人のウイルス吸入量が減少する研究結果が記載されている。

また、上記(1)イ(ウ)は、感染経路等の分析をしつつ、マスクの着用等により感染予防に一定の効果があることが記載されており、上記(1)イ(エ)は、マスクの効果について、感染防止に効果があるかを測るためにシミュレーションを用いて実験を行い、マスクに一定の防御効果があることが記載されている。

イ 上記アのとおり、処分庁が特定した行政文書は、いずれもマスクの着用が、飛沫の飛散を防ぐことにより、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の感染拡大防止に効果があることを示すものであり、原処分は妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、処分庁が特定した行政文書について、飛沫の飛散に対する研究結果であり、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の感染拡大防止に効果があるという科学的根拠を証明する文書には該当しない旨を主張するが、上記（２）のとおり、上記（１）イ（ア）ないし（エ）に掲げる４件の行政文書は、いずれもマスクの着用が感染者と接する人のウイルス吸入量を減少させ、感染拡大を防止する効果があることについての研究結果が記載されているものであり、その主張は失当である。

４ 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分は妥当であるため、棄却すべきである。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和５年７月２５日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和６年５月２３日 審議
- ④ 同年６月４日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する決定を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の特定に誤りがある旨を主張しているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

２ 本件対象文書の特定の妥当性について

（１）当審査会において、本件対象文書を確認したところ、以下の事実関係が認められる。

ア 本件対象文書１には、自分と相手の双方がマスクを着用することで、ウイルスの吸い込みを７割以上（双方が布マスクで７割減、不織布マスクで７５％減）抑える研究結果があること等について記載されている。

イ 本件対象文書２には、マスクの着用により、感染者と接する人のウイルス吸入量が減少（布マスクを感染者が着用した場合に６０－８０％減少し、感染者と接する人が着用した場合に２０－４０％減少）することが言及されており、その根拠として、本件対象文書４の論文が記載されている。

ウ 本件対象文書３には、マスクの着用等により感染予防に一定の効果があることが記載されている。

エ 本件対象文書４には、マスクの効果について、感染防止に効果があるか

を測るためにシミュレーションを用いて実験を行い、マスクに一定の防御効果があることが記載されている。

(2) 上記(1)のとおり、処分庁が特定した文書は、いずれもマスクの着用が、飛沫の飛散を防ぐことにより、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の感染拡大防止に効果があることを示すものと認められるから、本件対象文書を特定した原処分は妥当であるとの諮問庁の上記第3の3の説明は不合理であるとはいえない。

(3) また、当審査会事務局職員をして、関連する他の諮問事件について確認させたところ、「マスク(中略)が新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐという科学的根拠のある論文」の開示請求に対し、厚生労働大臣が行った開示決定に係る審査請求について諮問がされており(令和6年度(行情)答申第156号)、当該諮問事件において、諮問庁は「アメリカ疾病予防管理センター(CDC)ホームページ」(以下「CDCホームページ」という。)に掲載されていた別紙の3に掲げる文書を取得して保有し、当該請求文書に係る業務の参考としていた旨説明する。

当審査会において別紙の3に掲げる文書を確認したところ、当該文書はマスク着用の効果等について論じた論文であり、本件開示請求の対象として特定すべき文書と認められる。

また、当審査会事務局職員をして確認させたところ、CDCホームページには多数の論文が掲載されており、厚生労働省において、別紙の3に掲げる論文の外にも、CDCホームページに掲載された論文を取得して保有し、本件請求文書に係る業務の参考としていた可能性があると認められる。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書として、少なくとも別紙の3に掲げる文書を保有していると認められることから、これを対象として、改めて開示決定等をすべきである。また、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 付言

本件は、審査請求から諮問までに約2年1か月が経過している。これは、行政不服審査制度における「簡易迅速な手続」という趣旨に沿ったものとなっておらず、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでにこのように長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる文書を保有していると

認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙

1 本件請求文書

マスクの着用が新型コロナウイルス（C O V I D－1 9）の感染拡大防止に効果があるという科学的根拠を立証する文書

2 本件対象文書

(1) 厚生労働省HP 新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）

4. マスク・消毒液に関するもの

問1 マスクはどのような効果があるのでしょうか。

(2) (2021年3月時点) 新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識

(3) Transmission of SARS-CoV-2: implications for infection prevention precautions

(4) Effectiveness of Face Masks in Preventing Airborne Transmission of SARS-CoV-2

3 新たに特定すべき文書

Maximizing Fit for Cloth and Medical Procedure Masks to Improve Performance and Reduce SARS-CoV-2 Transmission and Exposure, 2021